

光 市 記 者 発 表 資 料

令和5年7月25日

件 名

後期高齢者医療制度における一部負担割合の誤りについて

内 容

後期高齢者医療制度の医療費の一部負担割合の判定事務について、令和4年8月の保険証更新の際の事務誤りにより、本来3割となるところを1割（令和4年10月～2割）としていた事案が判明しましたので、お知らせするとともに、深くお詫びを申し上げます。

記

1. 経緯

被保険者から、令和5年8月から一部負担割合が2割から3割に変更になることについて問合せを受け、過年度（令和4年8月から令和5年7月）の負担割合判定事務の誤りが判明しました。

2. 概要

一部負担割合の判定基準は、第一基準として、住民税の課税所得が145万円以上であれば3割となりますが、税法上の控除の関係から実際には収入額が少ないにも関わらず課税所得が基準を超えるケースが存在するため、第二基準（救済措置）として、収入額による判定を行うこととなります。

この度の誤りは、このケースに該当する可能性がある方の収入金額の確認を山口県後期高齢者医療広域連合から依頼された際、収入金額と所得金額を取り違えて広域連合に回答したことにより一部負担割合の誤りが生じたものです。

3. 誤りの内容

(1) 対象者 3人

(2) 対象期間 最大で令和4年8月～令和5年7月

※影響を受けた期間は対象者により異なります。

(3) 負担割合修正に伴う追加負担額 合計13,887円

※令和5年5月受診分までの概算であり、6・7月受診分がある場合は変動します。

4. 市の対応

対象者の方には、お詫びするとともに、修正に伴う追加負担についてご説明に伺い、ご理解をいただいています。今後は、山口県後期高齢者医療広域連合において追加負担額が算定された後に、納付をお願いすることになります。

また、再発防止策として、税システム閲覧用マニュアルの作成、調査票様式の変更、判定に必要な課税情報を管理・確認する税務課と市民課それぞれのチェック体制の強化を行います。

問 合 せ

担当課 市民課 年金・高齢者医療係

担当者 係長 佐伯 愛子 電 話 0833-72-1428